

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の制定について

平成27年6月23日提出

大津市長 越直美

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大津市嘱託職員の報酬及び職務を行うため要する費用の弁償（以下「費用弁償」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 別表第1に掲げる嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）の報酬の額は、同表に掲げる額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める。

2 前項の報酬のうち月額をもって定められているもの（以下「月額報酬」という。）を受ける嘱託職員には、当該嘱託職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（任命権者が市長と協議して定める場合を除く。）は、当該月に係る報酬を支給しない。

3 月額報酬を受ける嘱託職員には、当該嘱託職員が月の初日から末日までの期間において欠勤した日がある場合は、任命権者が市長と協議して定めるところにより、当該月に係る報酬を減額して支給する。

4 月額報酬の支給方法は、大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の給料の例による。

5 第1項の報酬のうち日額若しくは1時間当たりの額又は用務の処理件数に応じた額をもって定められているものを受ける嘱託職員には、当該嘱託職員が職務に従事した日数若しくは時間数又は処理した用務の件数に応じて、当該月に係る報酬を翌月の20日までに支給する。

(特別報酬)

第3条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する嘱託職員（大津市立小学校、中学校等に勤務する講師で、その報酬及び費用弁償を本市が負担するもののうち、月額報酬を受けるもの（以下「市担講師」という。）を除く。次条において同じ。）のうち、次の各号のいずれにも該当する者に対し、特別報酬を支給する。ただし、任命権者が市長と協議して定める場合を除く。

(1) 1週間に30時間以上勤務する者

(2) 基準日まで連続して1箇月以上任用されている者

2 前項の特別報酬の額は、月額報酬の額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 1箇月以上3箇月未満 100分の30

3 第1項の特別報酬の支給方法は、一般職の職員の期末手当の例に準じて任命権者が市長と協議して定める。

第4条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた嘱託職員及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の休日等に勤務することを命ぜられた嘱託職員には、一般職の職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の例により、特別報酬を支給する。

第5条 市民病院に勤務する嘱託職員には、その従事した別表第2に掲げる業務に応じて同表に定める額の範囲内で市長が定める額の特別報酬を支給する。

2 前項の特別報酬の支給方法は、一般職の職員の相当する手当の例に準じて市長が定める。

第6条 市民病院又は介護老人保健施設に勤務する嘱託職員であつて、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するものには、一般職の職員の夜間勤務手当の例により、特別報酬を支給する。

第7条 市担講師には、別表第3に定める額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額の特別報酬を支給する。

2 前項の特別報酬の支給方法は、大津市立学校の県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担

法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の相当する手当の例に準じて任命権者が市長と協議して定める。

第8条 葛川少年自然の家に勤務する嘱託職員であつて、宿日直勤務を命ぜられたものには、一般職の職員の宿日直手当の例により、特別報酬を支給する。

第9条 任命権者が市長と協議して定める勤務形態で連續して3年以上勤務した嘱託職員が退職した場合には、当該嘱託職員に対し、次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める額の特別報酬を支給する。

- (1) 3年以上5年未満 50,000円
- (2) 5年以上10年未満 100,000円
- (3) 10年以上15年未満 150,000円
- (4) 15年以上 200,000円

2 前項の特別報酬の支給方法は、任命権者が市長と協議して定める。

(費用弁償)

第10条 次の各号に掲げる嘱託職員のうち居住地から勤務地までの距離が2キロメートル以上の者に、当該各号に定める額の費用弁償を支給する。

(1) 次号及び第3号に掲げる以外の嘱託職員のうち、1週間の勤務日数が3日以上の者 次に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 1週間の勤務日数が4日以上の者 1箇月につき、一般職の職員の通勤手当の例により算定した額（交通機関等の利用者については、任命権者の定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額）。ただし、26,000円を限度とする。

イ 1週間の勤務日数が3日の者 アにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

(2) 市担講師 一般職の職員の通勤手当の例により算定した額

(3) 市担派遣講師（大津市立小学校、中学校等に勤務する講師で、その報酬及び費用弁償を本市が負担するもののうち、職務に従事した時間数に応じて報酬を受けるものをいう。以下同じ。） 1箇月につき、任命権者の定めるところにより算出したその者の1日当たりの通勤に要する経費の額に相当する額に当該月に係る勤務日数を乗じて得た額

2 嘱託職員が公務のため旅行したときは、大津市職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第31号）による一般の職員の旅費相当額を費用弁償として支給する。

3 前2項の費用弁償の支給方法は、一般職の職員の通勤手当又は旅費の例に準じて任命権者が

市長と協議して定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が市長と協議して定める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に嘱託職員に支給された報酬及び費用弁償は、この条例の規定に基づき支給されたものとみなす。

(大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「短時間勤務職員」の次に「並びに大津市嘱託職員の報酬等に関する条例（平成27年条例第 号）別表第1に掲げる嘱託職員」を加える。

別表第1（第2条関係）

区分	報酬の上限額
技能・経験職の嘱託員	月額 169,000円
大津市退職職員の嘱託員	月額 231,000円
CIO補佐官	月額 541,000円
警察機関連携嘱託員	月額 297,500円
専門的分野のアドバイザー（この表に別段の定めがある者を除く。）	日額 28,000円
車両総括管理者	月額 297,500円
弁護士	月額 540,000円
いじめ対策相談調査専門員（弁護士である者を除く。）	月額 333,000円
消費生活相談員	月額 184,400円
障害認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 169,000円
障害福祉窓口業務等嘱託員	月額 169,000円
手話通訳者	月額 169,000円
障害児相談支援員	月額 184,400円
嘱託医（市民病院に勤務する者を除く。）	月額 760,000円又は日額 22,000円
発達相談員	月額 193,100円

家庭的保育支援員	月額 193, 100円
保育園保健担当嘱託員	月額184, 400円又は1時間につき1, 120円
バス運転士	月額115, 900円又は出動1回につき9, 170円
保育アドバイザー	月額 169, 000円
家庭相談スーパーバイザー	月額 193, 100円
家庭児童相談員	月額 184, 400円
母子自立支援員	月額 184, 400円
女性相談員	月額 184, 400円
児童厚生員	月額 169, 000円
子育て支援員	月額 177, 600円
児童クラブ指導員	月額 233, 200円
介護支援専門員	月額 192, 200円
介護認定調査員	月額 184, 400円
介護認定審査会事務局嘱託員	月額 177, 600円
介護認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 169, 000円
国民健康保険料徴収員	月額 86, 000円
保健所に勤務する臨床心理士	出動1回につき 13, 200円
保健所に勤務する臨床検査技師	出動1回につき 8, 400円
保健所カウンセラー	出動1回につき 8, 800円
保健所に勤務する助産師	出動1回につき 8, 500円
保健所採血担当看護師	出動1回につき 5, 436円
管理栄養士（市民病院に勤務する者を除く。）	月額 183, 500円
栄養士（市民病院に勤務する者を除く。）	月額 169, 100円
歯科衛生士（市民病院に勤務する者を除く。）	月額 169, 000円
放射線技師（市民病院に勤務する者を除く。）	月額 183, 500円
助産師（この表に別段の定めがある者を除く。）	月額 184, 400円
看護師（この表に別段の定めがある者を除く。）	月額 177, 600円
保健師	月額 184, 400円
言語相談員	月額 191, 500円
産業化支援統括コーディネーター	月額 380, 000円

国際交流員	月額 330, 000円
有害鳥獣駆除作業員	月額 183, 800円
鳥獣害対策実施隊員	出動1回につき 3, 000円
早朝せり監視員	月額 170, 100円
不法投棄対策監	月額 198, 000円
建築確認構造審査業務嘱託員	出動1回につき 24, 000円
市民病院に勤務する薬剤師	月額 263, 300円
市民病院に勤務する医療技術職等の嘱託員(薬剤師を除く。)	月額 242, 700円
市民病院に勤務する嘱託医	月額 940, 000円、1時間につき 20, 000円又は出動1回若しくは手術1件につき 100, 000円
訪問看護師	日額 13, 240円
会計事務アドバイザー	月額 50, 000円
介護老人保健施設に勤務する看護師	月額 202, 800円
介護老人保健施設に勤務する介護職員	月額 205, 000円
市担講師	月額 280, 176円
市担派遣講師	1時間につき 2, 750円
外国語教育政策アドバイザー	月額 484, 000円
幼稚園養護職員	月額 181, 400円
いじめ対策等業務嘱託員	月額 175, 600円
ことばの教室指導員	月額 191, 500円
特別心理相談員	日額 20, 000円
教育相談センター教育相談員・指導員	月額 181, 400円
教育相談センター特別支援教育指導員	月額 181, 400円
教育相談センタースーパーバイザー	1時間につき 5, 500円
特別教育相談員	1時間につき 5, 500円
特別支援教育相談員	1時間につき 5, 500円
ICT活用指導員	月額 145, 200円
若手教員育成指導員	月額 145, 200円
幼児教育相談員	月額 154, 500円
社会教育指導員	月額 145, 200円

学校支援アドバイザー	月額 145,200円
教育センターシステム管理員	月額 154,500円
葛川少年自然の家指定医	出動1回につき 15,000円
生涯学習専門員	月額 169,000円
科学館運営業務嘱託員	月額 154,500円
図書館司書	月額 169,000円
文化財調査員・学芸員	月額 169,000円
青少年健全育成非行防止相談員	月額 154,500円
その他職務上資格の必要な嘱託員	月額 169,000円

備考 国民健康保険料徴収員の報酬の上限額は、この表による報酬の上限額に市長が別に定める能率給を加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

区分	特別報酬の上限額
宿日直手当相当分	宿日直勤務1回につき 25,000円
防疫作業手当相当分	防疫作業に従事した日1日につき 340円
感染症患者救護等作業手当相当分	感染症患者救護等作業に従事した日1日につき 340円
夜間看護等手当相当分	夜間看護等勤務1回につき 5,000円
死体解剖補助作業等手当相当分	死体解剖補助作業等1体につき 1,200円
放射線取扱手当相当分	放射線等照射作業等に従事した日1日につき 350円
病理検査手当相当分	病理検査に従事した日1日につき 250円

別表第3（第7条関係）

区分	特別報酬の上限額
地域手当相当分	月額報酬に100分の6.3を乗じて得た額
義務教育等教員特別手当相当分	月額 3,800円
教員特殊業務手当相当分	県費負担教職員の例に準じて任命権者が市長と協議して定める業務に従事した日1日につき 16,000円
期末手当相当分	月額報酬に地域手当相当分を加えた額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、一般職の職員の期末手当の例による期間率を乗じて得た額

勤勉手当相当分	6月又は12月に支給する場合において、月額報酬に地域手当相当分を加えた額に100分の75を乗じて得た額に、一般職の職員の勤勉手当の例による期間率を乗じて得た額
---------	---

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

平成27年6月23日提出

大津市長 越直美

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）第4条の2第1項に規定する大津市企業局入札監視委員会の委員」を「他の条例の規定により報酬を支給する者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。